

令和5年度 岡山県備中県民局
提案型協働事業

募集要項

応募締切 令和4年11月30日(水) (必着)



岡山県備中県民局

■ 趣 旨

この事業は、多様化・複雑化する地域の課題やニーズ等に対して、行政が単独で対応することが困難になってきている中、特定非営利活動法人、地域活動団体、ボランティア団体、企業等、社会貢献活動を行う団体（以下「NPO等」という。）から、その専門性、柔軟性等を活かした事業の提案を募集し、NPO等と岡山県備中県民局（以下「県民局」という。）が協働で事業を実施することで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ることを目的とします。

■ 募集テーマ

事業の提案を募集するテーマは次のとおりです。

1. 指定テーマ

県民局管内の様々な課題や今後取り組むべき事柄について設定した7～8ページに掲げる11のテーマ

2. 自由テーマ

指定テーマには該当しないが、協働のテーマとしてふさわしく、必要性や効果が認められる事業

■ 募集期間

令和4年10月11日（火）から令和4年11月30日（水）【必着】

■ 応募資格

NPO等のうち、岡山県内に事務所を有する又は県民局管内※に活動場所を有する団体（複数団体共同による応募も可）で、次の要件を全て満たす団体とします。なお、個人は対象としません。

1. 県民局管内※で事業を実施できること
2. 事業の遂行に必要な組織・人員を有し、事業を適正に実施した上で、実績報告書が提出できること
3. 組織の運営に関する規則（規約、会則等）又はこれに準ずるものがあること
4. 予算・決算を適正に行っていること
5. 令和4年11月30日時点で、1年以上継続して活動しており、直近1カ年の活動報告書及び収支決算書が提出できること（任意団体が特定非営利活動法人化等した場合は、任意団体活動歴を含む。）
6. 宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
7. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
8. 県税等、県徴収金の滞納がないこと

※県民局管内は、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町の7市3町です。

※上記のほか、法令・社会通念上、協働事業の相手としてふさわしくないと県民局が判断した場合、応募資格なしとみなします。

■ 応募制限

応募できるのは、1団体1事業です。

同一事業の採択は2回目（2年目）までとします。それを超えての応募はできません。なお、過去2回採択された実績のある団体であっても、内容が異なる事業での応募は可能です。

※令和2年度事業として採択された事業については、制度の見直しに伴う経過措置規定を設けています。詳細は3ページをご確認ください。

■ 募集事業の条件

事業は、「募集テーマ」に沿ったもので、次の条件の全てを満たすものとします。

1. 公益的、社会貢献的事业であり、社会的課題の解決が図られること
2. 県民局と協働することにより、相乗効果が得られる事業であること
3. 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること
4. 広く備中地域に効果を及ぼすものであること
特定の地域を対象とする事業については、先進性、先駆性が認められ、他の地域への波及が期待できるものであること
5. 予算見積りが適正であり、必要最小限の経費となっていること
6. 新型コロナウイルス等の感染症対策を講じていること
7. 令和5年度の単年度事業であること（終期：原則として、令和6年2月末）
8. 次のいずれにも該当しない事業であること
 - ・ 営利を目的とする事業、特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - ・ 施設等の建設及び整備を目的とする事業
 - ・ 岡山県の他の事業により補助又は助成を受けている（受ける計画のある）事業
 - ・ 国、他の地方公共団体又は他団体から補助又は助成を受ける計画のある事業で、その補助等が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる事業

※岡山県の他の補助事業等に応募可能な事業は、採択を見合わせる場合があります。

※団体が実施する全ての事業を挙げるのではなく、上記条件を満たす事業のみ協働事業として提案してください。

■ 補助対象経費等

1. 提案された事業を実施するために直接必要な経費について、提出された事業計画書や収支予算書等により事業ごとに補助対象経費を判断し、補助金として交付します。

なお、次の経費については対象外とします。

- ・ 土地、建物、建物付属設備、構築物等の取得に要する経費
- ・ 備品購入費（1点10万円以上の物品※）
- ・ 団体の管理運営費（光熱水費、家賃など）
- ・ 団体の役員、職員に対する人件費
- ・ 食糧費（外部講師等へのお茶代及び弁当代を除く。）
- ・ その他、補助することが適当でないと認められる経費

※パソコン、タブレット及びプリンターは、その価格に関わらず、備品購入費（補助対象外）として扱います。

※受益者が負担すべき経費（イベント参加者へ配布する記念品の購入費や保険料等）は、補助することが適当でないため、補助対象外とします。

※本事業で得た収入は、原則、本事業の予算へ充当していただきます。

※補助金交付決定前に支出した経費、領収書等がない経費は対象外となります。

※申請書を受理した後の補助額の増額は、原則として認めません。

2. 補助率及び補助上限額については、次のとおりです。指定テーマ、自由テーマによる差はありません。

・ 採択1回目（1年目）の事業は、
補助率10分の10以内とし、上限を1件につき200万円とします。

・ 採択2回目（2年目）の事業は、
補助率5分の4以内とし、上限を1件につき160万円とします。

※令和2年度事業として採択された事業については、制度の見直しに伴う経過措置規定を設けています。詳細は次ページをご確認ください。

【制度見直し】

令和3年度事業から補助率、補助上限額及び補助回数（年数）を変更しています。

	令和3年度以降		旧制度	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
採択1回目	10 / 10以内	200万円	10 / 10以内	200万円
2回目	4 / 5以内	160万円	1 / 2以内	100万円
3回目	廃止		1 / 2以内	100万円
4回目			1 / 2以内	100万円

【経過措置】

令和2年度事業として採択され、令和3年度事業の応募申請時に旧制度を選択して継続実施する事業については、採択2回目以降の補助率を2分の1以内、補助上限額を100万円とし、同一事業での採択は4回（4年目）まで可能としています。

3. 本事業は令和5年度に実施するものであり、岡山県議会において、令和5年度当初予算のうち、関係予算が成立することが前提となります。

■ 提出書類

1. 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・ 様式1
2. 団体の概要書・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
3. 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・ 様式3-1
4. 事業日程計画表・・・・・・・・・・・・・・ 様式3-2
5. 事業収支予算書・・・・・・・・・・・・・・ 様式4
6. 団体の定款、規約、会則等・・・・・・・・ 任意様式
7. 事業実施の組織体制図・・・・・・・・・・ 任意様式
8. 役員及び会員名簿・・・・・・・・・・・・ 任意様式
9. 前年度活動報告書・・・・・・・・・・・・ 任意様式
10. 前年度収支決算書・・・・・・・・・・・・ 任意様式
11. その他参考資料（パンフレット等）・・ 任意様式（提出は任意）

※募集期間中に全ての書類を提出してください。全ての書類が調わない場合は、審査対象外となります。

※募集期間終了後は、原則として応募書類の修正は認めません。

※事業実施後には「事業実績書」及び「収支精算書」等を提出していただきます。

※応募手続、提出及び問い合わせ先は6ページをご確認ください。

■ 審査・選考

1. 審査・選考は、学識経験者、NPO関係者等で構成する「岡山県備中県民局協働事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）に諮り行います。
2. 第一次審査では、応募された書類により応募資格等を確認するほか、第二次審査の審査項目に準じて書類選考を行います。
3. 第一次審査を通過した提案については、提案団体と県民局が課題や事業の進め方等を共有するため、提案内容に関する協議を行い、数値目標等を設定します。この過程で、計画内容等の修正が必要になる場合もあります。
4. 第二次審査（最終選考）では、公開で提案団体によるプレゼンテーションを行います。上記3による協議の結果を踏まえてプレゼンテーションを行ってください。なお、当日、参加いただけない場合及び指定した時間に遅刻された場合は、審査の対象外となります。
5. 第二次審査は、次の審査項目について、50点満点で審査します。

公益性 ・ 必要性	県民局が取り組むことが求められる事業であるか 社会的ニーズが高く、対策が必要とされるテーマであるか 指定テーマの場合、テーマの趣旨に合致した内容であるか
協働性	県民局との協働にふさわしく、協働により相乗効果が期待できるか 提案団体と県民局の役割分担が明確かつ妥当なものであるか
先進性	他のモデルとなり得るような先駆性や独創性があるか 斬新な視点や発想、ユニークなアイデアが織り込まれた取組であるか ICTの活用等、デジタル化を意識した取組であるか
広域性	広く備中地域に効果を及ぼすものであるか 特定地域を対象にする事業の場合、他地域へも効果の波及が期待できるか
熟 度	計画、手法、関係者調整等に無理がなく、円滑な実施が可能か 企画に創意工夫があり、完成度が高いものであるか
効 果	事業実施により、課題の解決が期待できるか 広く県民の利益につながり、県民の満足度を高めることができるか 新たな展開につながる効果が期待できるか
経済性	予算の見積もりは適正であるか 効果的に事業を行い、コストを抑えているか 投入した経費に見合うだけの十分な効果が期待できるか
体 制	事業遂行に必要な知識、専門性、経験が認められるか 事業実施に対する熱意があり、組織体制や人員も整備されているか

■ 協定締結・事業化決定

第二次審査で採択された事業を提案した団体は、役割分担や補助対象経費等について県民局と協議を行い、協議の結果、合意を得た場合に提案内容の事業化が決定し、団体と県民局との間で協定を締結して事業を実施します。

- ※第二次審査で採択された段階では事業化は決定していないので、ご注意ください。
- ※協議の結果、事業内容や補助金の額が変更・減額される場合があります。
- ※県民局担当部所は、事業内容や実施団体の希望等に応じて、広報、専門家紹介、関係団体とのネットワーク構築、企画への助言などを行います。

■ 事業の実施及び事業評価

事業の実施は、協定締結後に行います。県民局は提案団体やその他の関係団体とともに、最も適した協働の形態により、事業に関わります。

事業の実施状況に関しては、中間報告会及び実績報告会を開催し、審査委員会が報告に基づき総合的に事業を評価した上で、実施団体及び県民局担当部所に対し、必要な助言を行います。

事業終了の翌年度以降、団体の活動等について県がアンケート調査を行う場合がありますが、その際は、ご協力ください。

■ 提案事業等の公表

1. 第二次審査、中間報告会、実績報告会は公開で実施します。
2. 第二次審査で採択された提案団体の名称、提案事業の概要、実施状況等は、県民局のホームページ等で公表します。
3. 提出された書類等は、個人情報に関する部分を除き情報公開の対象となります。
4. 提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を得るなど公開されても支障がないものを提出してください。

■ 事業の流れ

令和4年 10月11日(火) ～11月30日(水) 【必着】	募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書等の応募書類を提出してください。 ・期間中は、メール、来所等による事前相談にも対応しますので、<u>予め電話連絡の上で、気軽にご相談ください。</u>
※10月21日(金) ・10月24日(月)	※説明会	※ <u>提案募集の”オンライン説明会”(参加は任意)を開催します。</u> (詳細はホームページ等でお知らせ)
令和5年 1月	第一次審査 (書類審査)	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査委員会」が、県民局担当部所の意見を参考に書類選考を行います。
2月	県民局担当部所との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と県民局が課題や事業の進め方等を共有するため、提案内容に関する協議を行い、数値目標等を設定します。この過程で、計画内容等の修正が必要になる場合もあります。
3月7日(火)	第二次審査 (プレゼンテーション)	<ul style="list-style-type: none"> ・公開で提案団体がプレゼンテーションを行います。 ・「審査委員会」において提案内容を総合的に評価し、事業実施すべき提案を選考します。
3月下旬	二次審査結果通知	
4月	協定締結 補助金交付申請 事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・採択された提案は、県民局担当部所と協議して合意を得た場合に事業化が決定し、提案団体と県民局とで協定書を取り交わします。 ・協議の結果、事業内容や補助金の額が変更・減額される場合があります。 ・協定締結後、事業を開始します。 ・随時、県民局と協議を行いながら事業を実施します。
10月頃	中間報告 (プレゼンテーション)	<ul style="list-style-type: none"> ・公開で実施団体が進捗状況等の報告をします。
令和6年 3月頃	実績報告 事業評価 (プレゼンテーション)	<ul style="list-style-type: none"> ・公開で実施団体が実績報告をします。

■ 応募手続

応募申請書に必要事項を記入し、県民局地域づくり推進課あてに、郵送、メール又は持参により提出してください。

提出書類の様式は、県民局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/745813.html>

備中県民局 協働 検索



[提出・問い合わせ先]

〒710-8530 倉敷市羽島1083

岡山県備中県民局 地域づくり推進課 市町村連携班 (担当：中川)

TEL：086-434-7004 (直通)

FAX：086-426-9305

E-mail：bichu-chisei@pref.okayama.lg.jp

■ Q & A

Q 1 採択 2 回目の事業は補助率が 5 分の 4 以内になるとのことだが、全く同じ事業というわけではなく、これまで採択された事業の一部を変更したり、発展させたりした事業であっても、同様なのか。

A 1 全く同じではなくても、実施目的、内容等から判断して、同一の事業と認められるような事業については、継続事業とします。

Q 2 採択 2 回目は補助率 5 分の 4 以内が適用されるが、具体的には、補助対象経費が 100 万円の場合、県民局からの補助金以外に 20 万円以上の収入を見込み、応募しないといけないのか。

A 2 お見込みのとおりです。採択 2 回目は、自主財源や参加費、会費、他団体助成などで 20 万円を確保していただく必要があります。

Q 3 複数団体が共同で事業を実施する場合の申請方法はどうか。

A 3 事業実施のための任意団体を設立して申請してください。この場合、それぞれの団体が対象及び応募資格の要件を満たすことが必要となります。

Q 4 団体の役員、職員の人件費は対象外とあるが、アルバイトも対象外となるのか。

A 4 新たに採用するアルバイト（事務補助）等については、当該事業にのみ従事するのであれば、その人件費を補助対象として認めます。ただし、年間を通して雇用するなど長期間の雇用は対象外とします。

Q 5 事業の条件に、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じていることとあるが、具体的にはどのようにすればよいのか。

A 5 厚生労働省や岡山県の感染症対策に関するホームページ、業種別ガイドライン等を参考として感染症対策を講じてください。なお、これらの情報は、県民局からも情報提供します。

Q 6 「申請書を受理した後の補助額の増額は原則として認めません。」とあるが、認められるのはどういった場合か。

A 6 第一次審査後の事業担当部所との協議において、事業担当部所の提案で事業の一部を変更したことに伴い、事業担当部所が確認した上で増額する場合に限り増額を認めます。ただし、第二次審査後の増額は認めません。

【これまでの実施団体の感想】

- ・県民局との協働事業は対外的に信頼度が高く、対象者に關心を持ってもらうのに効果的であった。
- ・市町への挨拶や説明など事前調整を行っていただいたため、市町とスムーズに話ができて助かった。
- ・管内の高校へのチラシ配布、ラジオ出演など告知のサポートにより、多くの人にイベントを知ってもらい、参加いただけた。
- ・企画への助言や指導を受け、参考になった。

この制度に関して不明な点がある場合は、遠慮なく担当までご相談ください。

募集テーマ

【指定テーマ】

1 地域防災活動の推進
<p>地域住民が災害発生時に迅速かつ適切に対応できるようにするため、平常時から取り組むべき事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「楽しさ」を盛り込んだ防災教育や地域活動の実施 ●長期にわたる避難所生活を快適に過ごすための取組 ●災害時要援護者の避難を促す仕組みづくりとその実践 <p>【参考：R2-4 採択事業】</p> <p>団体名：川辺復興プロジェクトあるく（倉敷市） 事業名：水害は「逃げるが勝ち！」 概要：防災減災について考え、共助の関係を築きながら地域防災力を高める勉強会・イベントの開催、被災地域から発信する防災減災の普及啓発活動</p>
2 子どもと若者が健やかに育つ社会づくりの推進
<p>子どもと若者が健やかに育つ社会づくりを推進するために効果的な事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもや若者がふれあう居場所づくり、子どもや若者の地域に対する愛着心を育む取組の企画・運営 ●コロナ禍による影響や、ひとりで働きながらの子育てなどにより生活に困難を抱える子育て家庭を支援する取組の企画・運営 ●発達障害の不安や悩みを持つ人やその家族が相談できる場等を提供する取組の企画・運営 <p>【参考：R4 採択事業】</p> <p>団体名：特定非営利活動法人だっぴ（岡山市） 事業名：高校生と地域をつなぐ放課後のキャリア探究 概要：普段は会うことの少ない大人や大学生と関わりを持ち、自分の関心を探求して将来の可能性を開拓していける放課後の居場所づくり</p>
3 障害のある人の就労を通じた所得向上
<p>就労継続支援B型事業所の工賃水準の向上を図る事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の受注能力・経営能力の向上に向けた研修会の企画・運営 ●地元企業との協力・協働の関係構築など受注機会の拡大に向けた取組 ●事業所間連携による商品開発や販路拡大の実施 <p>【参考：R2-4 採択事業】</p> <p>団体名：特定非営利活動法人まこと（倉敷市） 事業名：地元企業からの受注機会の拡大と工賃向上に向けた「共同受注窓口倉敷」の開設・拡充 概要：企業と就労継続支援事業所のマッチングを行う「共同受注窓口倉敷」の開設・運営、事業所間連携による新商品の開発と販路促進、品質向上を目指す研修会の開催</p>
4 備中地域の魅力・伝統文化の発信
<p>備中地域の個性ある文化や伝統的町並み等を活かして、地域の振興を図る事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伝統的な芸能や工芸等の備中地域の文化を次世代へ継承・再生する取組 ●備中地域を舞台として、「文化で地域を結ぶ」ことが期待される取組 ●備中の各地域を巡り、伝統的文化やアートを体験するプログラムの構築・運用 <p>【参考：R3-4 採択事業】</p> <p>団体名：特定非営利活動法人つくぼ片山家プロジェクト（倉敷市） 事業名：備中地域の伝統芸能を通じた地域活動 ～「本物の能楽」に触れて地域における伝統芸能・伝統文化を再発見しよう～ 概要：多様な主体と連携して開催する伝統芸能フェスティバル（「藤戸」演能会等）や能楽体験などの開催により、地域への愛着形成や人材ネットワーク化を促進する取組</p>
5 産業・観光の振興
<p>備中地域の強みを活かした産業競争力の強化や雇用の確保等、産業の振興に効果的な事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労働者の知識や技能を高めるための研修・訓練等の企画・運営 ●着地型観光や産業観光のスポットやルートの開発及びそれらを定着させるための事業の企画・運営 ●地域資源を活用した商品開発や販路拡大などの地域の産業振興につながる取組 <p>【参考：R4 採択事業】</p> <p>団体名：land down under（倉敷市） 事業名：Circular Cotton Project 概要：循環型服づくり産地の実現を目指し実施する産地若者会議、古着デニム製品の回収・リサイクルの仕組みづくり</p>

<h2>6 中山間地域・離島の活性化の推進</h2>
<p>多様な主体と中山間地域・離島がつながりを築き、地域の活力を維持するための取組の推進、仕組みづくり</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市住民との交流を通じた人的支援の仕組みの構築・運用 ●買い物や移動支援、見守り等、日常生活の不安解消に向けた取組 ●仮住居（お試し住宅、農泊）や農村文化（祭り）の体験活動、農林業の作業体験（草刈り、袋かけ、定植、間伐等）などを通して農の魅力を発信し、担い手を確保・育成する取組
<h2>7 クールチョイス!みんなで減らそう食品ロス</h2>
<p>食品ロスを削減させるために行う、クールで賢い「買い方・使い方・食べ方」等を普及啓発する事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発講座（エコクッキング講座）・講演会の実施 ●普及啓発に活用する資材（パネル・ゲーム・DVD・エコレシピ集・店頭POP広告等）の開発 ●地域の飲食店での食べきり持ち帰り運動
<h2>8 未来に向かってみんなの暮らしを支える税！</h2>
<p>快適で安全な社会生活を営めるように、「税金」への理解を深め、「税金」の大切さを周知して納税意識を高める事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発講座、講演会、イベント等の実施 ●普及啓発に活用する資材（パネル、DVD等）の制作
<h2>9 みんなで第74回全国植樹祭を盛り上げよう！</h2>
<p>令和6年春に本県で開催される第74回全国植樹祭を盛り上げるための、森林・林業及び木材活用等の普及啓発活動の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●森林の働きなどの森林環境学習と合わせた植樹イベントの実施 ●各種イベントでの森林環境学習ブース開設と合わせた植樹祭PR活動
<h2>10 みんなで取り組む儲かる農業</h2>
<p>志を同じくする他の仲間と協働して取り組む農業生産のコストの低減、荒廃農地の果樹園への再生、ICTやスマート農業技術の普及の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集落営農組織等のネットワーク化による農業経営の効率化の取組 ●荒廃農地の果樹園への再生に向けた話し合い ●ICTを活用し、中・小規模経営体向けにアレンジしたスマート農業技術の導入実証の取組
<h2>11 私たちのくらしと土木</h2>
<p>生活のために不可欠な土木施設（道路、河川、海岸、港湾、公園等）について、その魅力や重要性を周知し、理解を深めるための事業の企画・運営</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学生を対象とした建設現場見学会の開催、リモートセンシング技術や仮想現実技術(VR)などの建設DXに関する体験会の開催 ●子どもを対象とした身近な建設機械とのふれあいイベントの開催 ●土木施設の魅力と重要性の再認識に資するイベントの開催

【自由テーマ】

指定テーマには該当しないが、協働のテーマとしてふさわしく、必要性や効果が認められる事業
例えば・・・



※過去の取組は、備中県民局地域づくり推進課ホームページへ掲載しています。

備中県民局 協働取組 検索



様式 1

令和 5 年度 岡山県備中県民局提案型協働事業応募申請書

令和 4 年 月 日

岡山県備中県民局長 殿

申 請 者	団体名	(ふりがな)	
	団体住所	〒	
	代表者職・氏名	(ふりがな)	
	事務 担 当 者	職・氏名	(ふりがな)
		住所 (団体住所と異なる場合)	〒
		電話番号	
F A X			
	E - mail		
事業名			
事業目的・概要 ※100 字程度で簡潔に記載 (具体的な内容は事業計画書へ記載すること)		*事業要件について、該当するものにチェック <input type="checkbox"/> 広く備中地域に効果が及ぶ取組である。 <input type="checkbox"/> 特定の地域を対象とするが、先進性・先駆的な取組であり、他地域への波及が期待できる取組である。	

※事務担当者の電話番号は、日中連絡がとれる番号(携帯可)を記載してください。

■提出書類

下記表にチェックの上、提出してください。

番号	書類内容	チェック欄	備考
1	応募申請書 【様式 1】	<input type="checkbox"/>	本表
2	団体の概要書 【様式 2】	<input type="checkbox"/>	
3	事業計画書 【様式 3-1】	<input type="checkbox"/>	詳細・具体的に記載
4	日程計画表 【様式 3-2】	<input type="checkbox"/>	
5	収支予算書 【様式 4】	<input type="checkbox"/>	
6	団体の定款、規約、会則等	<input type="checkbox"/>	任意様式
7	事業実施の組織体制図	<input type="checkbox"/>	任意様式・記入例参照
8	役員及び会員名簿	<input type="checkbox"/>	任意様式
9	前年度活動報告書	<input type="checkbox"/>	任意様式・令和 2 年度
10	前年度収支決算書	<input type="checkbox"/>	任意様式・令和 2 年度
11	その他参考資料(パンフレット等)	<input type="checkbox"/>	提出は任意

※募集期間内に全ての書類の提出がない場合は、「審査対象外」となります。

■応募資格

下記表の申告欄にチェックしてください。

番号	応募資格	申告欄
1	県税等、県徴収金の滞納がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※協定締結時に、事業実施団体の代表者名で「誓約書」を提出いただきます。

【協定締結時に提出いただく「誓約書」】

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合は、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号口に規定する役員をいう。）、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 当社又は当団体は、宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党等を推薦、支持、反対することを目的としていません。
- 4 当社又は当団体は、県税等、県徴収金の滞納がありません。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

様式 2

団体の概要書

①団体名	ふりがな -----
②団体の所在地	〒
③代表者職・氏名	ふりがな -----
④設立年月 (活動開始年月)	年 月 (活動開始： 年 月)
⑤団体の目的	
⑥主な活動実績	
⑦構成員数	人(うち主として団体の運営に携わる者 人)
⑧Webサイトの 有無	*該当するものにチェックし、有の場合はURLを記入 ----- <input type="checkbox"/> 有 URL () <input type="checkbox"/> 無

<記入上の注意事項>

- 1 法人格がある場合は、「①団体名」欄に、その種類を明記してください。

事業計画書

①団体名	
②事業名	
③テーマ区分	<p>*いずれかにチェックし、指定テーマの場合は番号を記入</p> <p><input type="checkbox"/> 指定テーマ(番号:) <input type="checkbox"/> 自由テーマ</p>
④補助回数	<p>*同一事業における補助回数(年数)について、いずれかにチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目(経過措置) <input type="checkbox"/> 4回目(経過措置)</p>
⑤現状及び課題	
⑥事業目的	
⑦事業内容	<p>事業項目1</p> <p>※位置づけ(狙い)、内容、受益者(対象者)、実施地域、実施方法など</p>
	<p>事業項目2</p>
	<p>事業項目3</p>
	<p>*天災地変、感染症等で事業が実施できない場合の対応</p>
⑧事業の条件及び アピールポイント	<p>先進性、先駆性、独創性</p>
	<p>備中地域への波及効果</p>
	<p>県民局との協働による相乗効果</p>
	<p>その他、団体の持つ専門性やノウハウ等</p>
⑨今年度に 期待される成果 ・効果 (短期アウトカム)	<p>県民(対象者)</p>
	<p>団体</p>
	<p>備中地域</p>

⑩将来的に 期待される成果 ・効果 (中・長期アウトカム)	県民(対象者)
	団体
	備中地域
⑪今年度の 成果目標と 想定している 評価指標	成果目標・評価指標1
	成果目標・評価指標2
	成果目標・評価指標3
⑫中・長期的な 成果目標	
⑬事業展開の 予定	
⑭想定される 役割分担	団体
	県民局
	その他の連携・協力団体 (組織・団体名:)

<記入上の注意事項>

- 1 各項目は、簡潔かつ明瞭に記入してください。
- 2 「④補助回数」欄の3回目及び4回目は、経過措置規定を適用した上で、令和2年度事業に採択された事業を令和3年度以降も継続実施している場合のみ選択ができます。
- 3 「⑤現状と課題」欄は、事業実施の要因となる地域課題や問題点、社会的背景等について記入してください。なお、根拠となる統計データや当事者の声などがあれば、それも示してください。
- 4 「⑥事業目的」欄は、事業を通じて実現したいこと、目指す将来的な姿(社会、経済、生活、環境等)について、「⑤現状と課題」、受益者(対象者)等を踏まえて記入してください。
- 5 「⑦事業内容」欄は、課題解決や「⑥事業目的」における位置づけ(狙い)とともに、内容、受益者(対象者)、実施地域、実施方法などを事業項目ごとに具体的に記入してください。また、天災地変、感染症等で事業が実施できない場合の対応(代替案の検討、事業縮小、事業中止等)についても併せて記入してください。なお、事業項目数は適宜追加いただいて構いません。
- 6 「⑧事業の条件及びアピールポイント」欄は、事業条件としている広域性又は先進性、先駆性と協働による相乗効果に関すること、団体の持つ専門性やノウハウ等のアピールポイントについて具体的に記入してください。なお、先進性、先駆性は、他地域での先進例や成功例等もあれば、それも参考として記入してください。
- 7 「⑨今年度に期待される成果・効果」欄は、事業実施により得られる今年度の利益や変化等について記入し、「⑩将来的に期待される成果・効果」欄は、事業を継続して行うことで、将来的に得られる利益や変化等

について記入してください。

- 8 「⑪今年度の成果目標と想定している評価指標」欄は、今年度事業で目指すところ(短期の成果目標)を3つ程度記入し、想定している評価指標(事業価値や目標に対する達成度等を判断するための指標)を記入してください。なお、一次審査を通過した場合には、県民局の事業担当課と協議した上で、具体的な数値目標等を設定していただきます。
- 9 「⑫中・長期的な成果目標」欄は、事業を継続、段階的に拡充するなどし、中・長期的に目指すところ(中長期の成果目標)について、具体的に記入してください。
- 10 「⑬事業展開の予定」欄は、「⑥事業目的」や「⑫中・長期的な成果目標」を踏まえ、翌年度以降に実施する予定の事業内容、組織体制、財源確保の手法、事業継続の工夫等について記入してください。
- 11 「⑭想定される役割分担」欄は、提案団体が果たそうとする役割、備中県民局やその他の連携・協力団体に期待する役割を「⑧事業の条件、アピールポイント」を踏まえ、それぞれ具体的に記入してください。
- 12 記入箇所が不足する場合は、必要に応じて行挿入等を行ってください。

【記入する項目の関係図】



【⑪今年度の成果目標と想定している評価指標の記入例】

<p>成果目標・評価指標1</p> <p>目 標：講習会の開催により、参加者の防災知識・意識の向上を図る。 指 標：防災知識の習得率 正しい知識が身についているかを確認するため、講習会参加者に対して防災知識の確認テストを行い、80点以上とれる人の割合を増やす。(現況：6割程度 → 目標：8割程度)</p>

日 程 計 画 表

年月	事業内容	場所	規模等

<記入上の注意事項>

- 1 事業実施年度の年間スケジュール案を記入してください。
- 2 「場所」欄は、想定される実施場所を記入してください（例：〇〇市文化センター、△△市内）。不明な場合、特定できない場合等は未記入で構いません。
- 3 「規模等」欄は、参加予定人数、印刷部数等数量的に想定される量を記入してください。不明な場合は未記入で構いません。

様式 4

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	内訳(積算等)	備 考
合 計			

2 支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	内訳(積算等)	備 考
対象経費計(a)			
対象外経費計(b)			
合 計(c=a+b)			

<記入上の注意事項>

- 1 収入の部は、補助金、助成金、寄附金、参加費等に分けて記入し、収入先と名称を内訳（積算等）欄に記入してください。
- 2 支出の部は、講師謝金、講師旅費、賃金(アルバイト等)、消耗品費(1点10万円未満の物品)、印刷製本費、食糧費(講師弁当・お茶)、通信運搬費、保険料、使用料・賃借料(会場借上・機材借上等)、外注・委託料等に分けて記入し、内訳（積算等）欄には、内容がわかるように内訳や積算を記入してください。また、外注・委託料については、積算根拠となる資料等があれば添付してください。
- 4 収入の合計と支出の合計は一致させてください。
- 5 記入欄に書ききれないときは、別紙として添付してください。
- 6 補助1回目の事業は、対象経費に対して補助率10分の10以内(補助上限額200万円)、補助2回目の事業は補助率5分の4以内(補助上限額160万円)となります。ただし、経過措置の適用を受ける補助3回目及び4回目の事業については、補助率2分の1以内(補助上限額100万円)とします。なお、補助交付額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

【様式4の記入例】

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位:円)

項目	予算額	内訳(積算等)	備考
県補助金	496,000	提案型協働事業補助金	
入場料	150,000	シンポジウム 300人×500円=150,000円	
参加料	12,000	ワークショップ 20人×6回×100円=12,000円	
自己資金	6,000	会費からの繰り入れ ワークショップ菓子他	
合 計	664,000		

2 支出の部 (単位:円)

項目	予算額	内訳(積算等)	備考
①シンポジウム	450,000		
講師謝金	50,000	〇〇大学教授 50,000円×1人×1回=50,000円	
パネリスト謝金	40,000	NPO代表・会社役員 10,000円×4人×1回=40,000円	
講師旅費	50,000	東京・航空機(宿泊有・実費支給) 50,000円×1人×1回=50,000円	
パネリスト旅費	20,000	県内3人・近県1人(実費) 1,000円×3人×1回=3,000円 17,000円×1人×1回=17,000円	
食糧費(弁当)	5,000	講師等・税込 1,000円×5人×1回=5,000円	
賃借料(会場)	100,000	□□市文化会館大ホール予定 100,000円×1回=100,000円	
“(機材)	25,000	機材一式(液晶プロジェクター・音響等) 25,000円	
通信運搬費	15,000	チラシ郵送料(ゆうパック等) △円×△箇所=15,000円	
消耗品費	30,000	A4用紙(資料作成用)・インク・角2マチ有封筒 30,000円	
外注(チラシ)	40,000	募集チラシ・A4片面・カラー3000枚 40,000円×1回=40,000円	
“(パンフレット)	55,000	当日パンフ・A4見開き4頁カラー300部 55,000円×1回=55,000円	
“(看板)	20,000	ホール横断幕及び垂れ幕・入口看板 20,000円×1回=20,000円	
②ワークショップ	116,000		
講師謝金	40,000	NPO法人〇〇職員(各地区初回・最終回の2回) 10,000円×1人×4回=40,000円	
講師旅費	4,000	県内1名(実費) 1,000円×1人×4回=4,000円	
賃借料(会場)	12,000	●●地区及び■■地区公民館 2,000円×6回=12,000円	
消耗品費	40,000	A4用紙(チラシ作成用)・インク・模造紙・ポストイト・マジック 40,000円	
通信運搬費	20,000	チラシ・アンケート郵送料(ゆうパック等) ▲円×▲箇所=20,000円	
対象経費計(a)	566,000		
	98,000		
菓子・ホットドリンク飲料	18,000	ワークショップ時に提供	
記念品購入代	80,000	シンポジウム時に記念品(民芸品)配布	
対象外経費計(b)	98,000		
合 計(c=a+b)	664,000		

以下は対象外経費です。

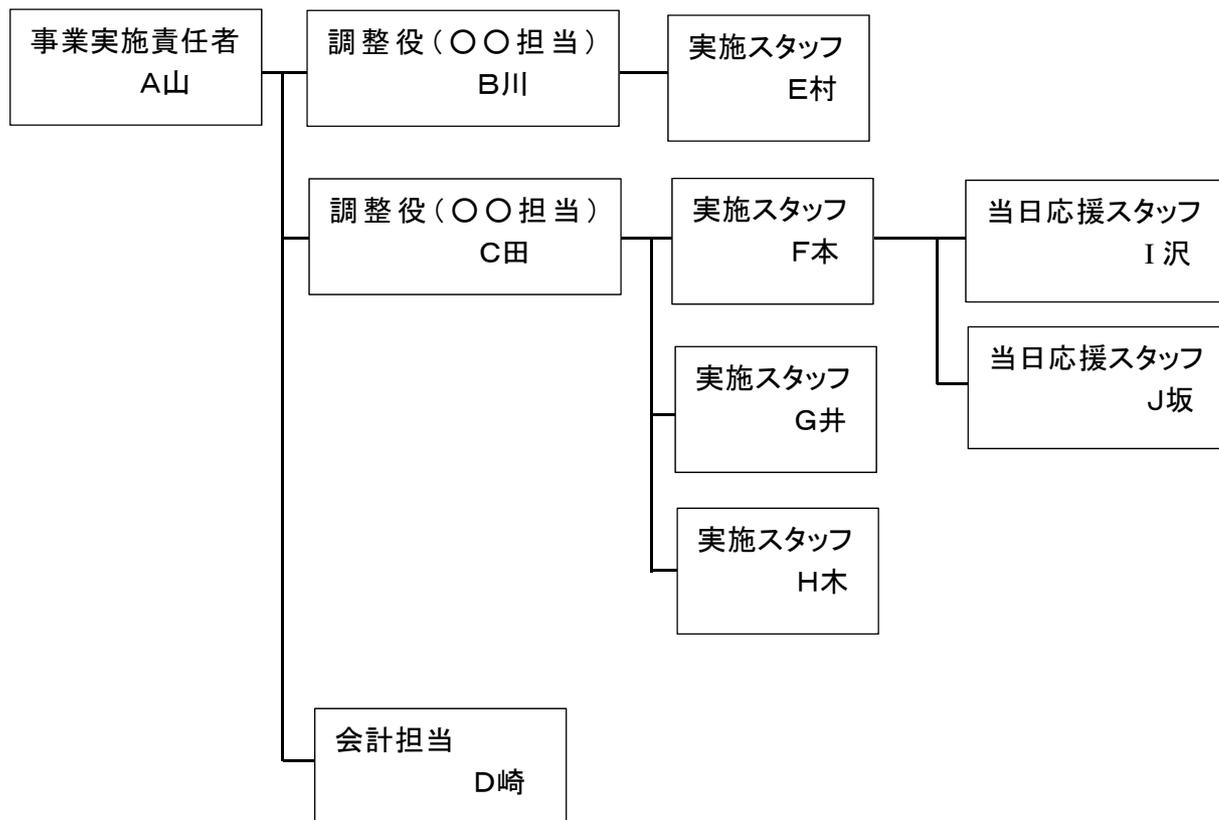
- ・土地、建物、建物付属設備、構築物等の取得に要する経費
- ・備品購入費(1点10万円以上の物品※)
- ・団体の管理運営費(光熱水費、家賃など)
- ・団体の役員、職員に対する人件費
- ・食糧費(外部講師等へのお茶代及び弁当代を除く。)
- ・その他、補助することが適当でないと認められる経費

※パソコン、タブレット及びプリンターは、その価格に関わらず、備品購入費(補助対象外)として扱います。

※受益者が負担すべき経費(イベント参加者へ配布する記念品の購入費や保険料等)は、補助することが適当でないため、補助対象外とします。

※本事業で得た収入は、原則、本事業の予算へ充当していただきます。

事業実施の組織体制図（任意様式） <記入例>



※実施スタッフ以外に、イベント実施日のみ応援に入るスタッフがいる。

※事業の企画検討等は、事業実施責任者、調整役及び実施スタッフで行い、会計担当や当日応援スタッフは参加しない。

<作成上の注意事項>

この事業に携わる団体のスタッフを全て記載してください。